

令和4年7月26日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構
会長 小金澤 健 司

「令和4年度 誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（アプリ開発）」
北海道観光アプリ制作委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 事業名

誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（アプリ開発）

「令和4年度 北海道観光アプリ制作」委託業務

2. 参加表明

(1)表明期限 令和4年8月1日（水）15：00

(2)表明方法 別紙「参加表明書」へ必要事項を記入の上、期限内にメール提出すること。

(3)提出先 国内誘客部 林、菊地

m_hayashi@visithkd.or.jp, to_kikuchi@visithkd.or.jp

3. 提出物について

企画提案書及び見積書

4. 今後のスケジュール

(1) 当事業への参加表明 8月1日（月） 15時まで

(2) 企画提案書提出 8月9日（火） 15時まで

(3) 審査会 8月17日（水）予定（ヒアリング実施）

(4) 結果通知 8月18日（木）以降の通知予定

※5社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する5社を選定する場合があります。

5. その他

事業に関する説明会はございません。事業内容に関する質問を令和4年8月1日（月）15：00まで、eメールまたはFAXで個別に受け付けます。回答については、全体を取り

まとめの上、参加表明した事業者に対して、8月2日以降、速やかに通知します。

<お問い合わせ先>

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

国内誘客部 林・菊地 電話:011-231-5881

E-mail: m_hayashi@visithkd.or.jp, to_kikuchi@visithkd.or.jp

誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（アプリ開発） 「令和4年度 北海道観光アプリ制作」委託業務 企画指示書

1. 委託事業名

誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（アプリ開発）
令和4年度 北海道観光アプリ制作

2. 目的

旅行情報収集源がパソコンからスマートフォンに移行し、旅行形態が変化するなか、道内外の観光客に対して、「旅マエ」「旅ナカ」の旅行者の行動フェーズで北海道の観光名所をはじめ、食や文化といった魅力をPRするため、シチュエーションに合わせた適切な機能・システムを提供する観光アプリを制作する。なお、制作にあたっては、北海道内の施設や旅行者データ等と連携して、北海道ならではの情報の発信や道内の広域周遊、滞在時間の長期化を促進するとともに、北海道を初めて訪れる方でも見やすく、わかりやすく、使いやすく情報収集ができるだけでなく、利用者が継続的にアプリを利用可能なようシチュエーションに合わせた適切な機能・システムを提供し、新規顧客及びリピーターの獲得につなげることを目的とする。

3. 事業期間

委託契約日から令和5年3月24日まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額

48,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

新型コロナウイルスの感染状況や影響により委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

6. 委託業務内容

(1) iOS及びAndroidOSに対応した観光アプリを企画・開発し公開すること。

また、観光アプリ公開にあたり必要な動作検証を行うこと。なお、構築するシステムは当事業終了後、管理・運営事業者が変わっても機能の追加や他アプリとの連携など、改修が可能となるようにすること。

対象言語：日本語

アプリ本公開時期：令和5年2月中旬予定

(2) 中・長期的な運営につなげるよう基盤整備を図るとともに、効率的に運用するためにシステム構築とサポート体制を提案すること。また、観光アプリの自走化（自主運営）に向けて中期的な計画と実装機能について企画書に記載すること。

- (3) 「HOKKAIDO LOVE!」※の趣旨を十分理解した上で、アプリには必ずロゴを利用すること。
※HOKKAIDO LOVE! ホームページ <https://hokkaidolove.jp>
- (4) 北海道観光 PR キャラクター「キュンちゃん」を活用し露出すること。
- (5) 利用者が効率的に観光できるように支援することにより周遊を促すため、各地の名所等と端末の GPS を連動させた地図表示機能が盛り込まれていること。
- (6) 利用者の行動履歴の分析及び個別、属性別で傾向分析を行えるようシステム構築・アプリの開発を行うこと。
- (7) 利用者の行動に応じた情報発信（プッシュ型）が実施できるようシステム構築すること。
- (8) 観光施設、イベントの掲載については、観光機構の公式ウェブサイト北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」と連携すること。
- (9) 観光機構が運営する SNS と連携すること。
- (10) 飲食店、宿泊施設の情報が取得可能なこと（既存のグルメサイト、宿泊サイトとの連携）。
- (11) 既存サイトと連携した地図や経路検索、交通機関及び交通情報が取得可能なこと（JR、バス、航空、道路等）。
- (12) 道内外のどさんこプラザと連携するような仕組となっていること。
- (13) 観光アプリ公開後、観光アプリが多くの方に利用されるようインストールを促進するための企画や支援を行うこと。なお、提案するプロモーションのほか、インストール用ステッカーを 50,000 枚以上作成し、インストールの促進につなげること。
なお、ステッカー掲出に手数料がかかる場合は見積内に含めること。
※ステッカーの活用方法：道内で運行するレンタカー・バスに貼付するなど
- (14) 利用者がアプリを継続的に利用するような機能を備えるほか継続的な利用を促す企画や支援等の効果的なプロモーションを提案すること。
- (15) 観光アプリ開発着手後から委託期間終了までの、観光アプリの運用・保守管理を行い、必要な対応（iOS 及び AndroidOS のバージョンアップに伴う対応、不具合の修正）を行うこと。
- (16) 観光アプリ公開後から委託期間終了までの期間、インストール数、利用状況等を分析し報告すること。また、個人情報の取り扱い方法について企画書内に明記すること。
※利用者分析の例：出身地、年齢、行き先、利用頻度など
- (17) 開発した観光アプリを iOS であれば App Store、AndroidOS であれば Google Play から入手可能とするため必要な手続きを行い公開すること。
- (18) 別事業で制作する PR 動画と連動させ、アプリ内で閲覧を可能とすること。
- (19) アプリのプログラムは、汎用性の高いものとし、バージョンアップ等に柔軟に対応できる仕様とすること。
- (20) アプリの企画・製作に必要な素材の入手・収集（権限処理を含む）、各種手続き、撮影、編集、データ加工・合成作業、プロモーションの展開等、一切の業務を行うこと。
- (21) 公開前に十分な動作検証を行い、公開後の不具合及びアンケートや利用状況分析に基づく内容の改善・充実を図ることとし、変更・改善等については、観光機構と協議の上、

修正対応すること。

(23) 観光アプリの開発にあたり、「北海道来訪者満足度調査」のほか、令和3年度広域連携DMOとしてのデジタルマーケティング事業「国内旅行調査分析事業」等の観光機構が公表・提供するデータを活用して情報発信を検討すること。

ア 北海道の観光統計データサイト

<https://statistics.visit-hokkaido.jp/>

イ 令和3年度広域連携DMOとしてのデジタルマーケティング事業
「国内旅行調査分析事業」

レポート詳細は上記観光統計データサイト レポート一覧参照

(24) なお、制作物については、提案者決定後、観光機構及び北海道と協議の上、最終決定するものとする。

(25) 実施時期及び内容等については、新型コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があることから、その都度、観光機構及び北海道と協議の上、変更等について決定するものとする。

7. 事業実績報告書及び成果物の納品

(1) 事業実績報告書

事業終了後、実績報告書には、下記の項目を最低限記載することとし、概要版を含む事業実績報告書2部と電子データを提出すること。

ア 観光アプリの開発・運用と各種プロモーションの概要及びその効果
(インストール数、分析結果等)

イ 各種広告媒体を活用したPRの詳細とその効果(広告費用換算、メディア露出等)

ウ 成果物

(2) 成果物

以下の成果物を電子データで提出すること。

- ・アプリの概要書、マニュアル
- ・本業務における広告宣伝で使用した素材データ一式

8. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

①北海道に本店もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- ③地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないものであること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。
 - ⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(1) (2) の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。
- ①コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ②委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。
- (4) 次のいずれかを取得していること。
- ① プライバシーマークの認定
 - ② ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム ISMS）認証

9. 審査基準について

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

① 業務遂行能力

北海道観光のプロモーション及び事業実施のためのノウハウに精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、業務遂行能力があると判断できるか

② 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は指示内容が十分理解されており、事業の目的に資するものであるか。

- ・旅マエ、旅ナカの利用者に合わせたコンテンツ構成になっているか。
- ・アプリ操作が煩雑でなく、利用しやすい操作性があり、分かりやすいデザインであるか。
- ・アプリのインストールが容易で、アプリ内に使用方法を支援するナビゲーション機能を有するか。
- ・飲食店や宿泊施設、地図、交通機関、交通情報が取得可能か。
- ・GPS 等を活用して北海道内の広域周遊を促進できる内容となっているか。
- ・利用者データによる分析が可能となっているか。
- ・インストールを促進するための企画や支援が提案されているか。
- ・利用者がアプリを継続的に利用するような機能を有するほか企画や支援等の効果

的なプロモーションが提案されているか。

- ・その他ユーザーの利便性向上や興味を引くような機能や活用方法があるか。
- ・アプリの保守・運用について十分な体制が整っているか。
- ・次年度以降のアプリの機能拡張が可能なものか。

③実現性

事業の組立てやスケジュールに具体性があり、確実に実現できる提案になっているか。

④経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか

10. 今後のスケジュール

- (1) 当事業への参加表明 8月1日（月） 15時まで
- (2) 企画提案書提出 8月9日（火） 15時まで
- (3) 審査会 8月17日（水） 予定（ヒアリング実施）
- (4) 結果通知 8月18日（木） 以降の通知予定

※5者を超える企画提案があった場合、予め書面審査により審査会に参加する5者を選定する場合がある。

11. 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、会社名、代表者名、担当者役職・氏名、連絡先（電話・メールアドレス等）必要事項を記載の上メールにより申込すること。

- (1) 表明期限 令和4年8月1日（月） 15時(必着)
- (2) 表明先 国内誘客部 林・菊地
- (3) E-mail m_hayashi@visithkd.or.jp, to_kikuchi@visithkd.or.jp

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和4年8月9日（火） 12時(必着)
- (2) 提出場所 公益社団法人北海道観光振興機構
札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
国内誘客部 林・菊地
- (3) 提出部数 企画提案書(A4版)6部
※1部のみ社名を記入、残り5部は無記名で提出願います。

13. 企画提案書作成上の留意点

企画提案書の作成にあたっては、提案内容のほか、下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。
なお、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこ

と。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部のみ業務担当者名及び協力会社を記載し、無記名の企画提案書については、事業提案者の業務担当者名について「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※システム構築、アプリ構築及び公開業務、プロモーション経費等

14. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

審査会に参加されない場合は棄権とみなす。

審査会時の追加資料の配布については認めない。

15. 再委託の禁止について

- ・再委託の予定がある場合は（下記Bの業務に限る）、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承認を得る必要があるので留意すること。

*当機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分におけるBを言う。

A「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことは出来ない。

B「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。

C「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提案された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、当機構と提案者が協議し

て決定する。

- (6) 業務遂行にあたっては、観光機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、観光機構と受託者が協議の上、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする。
- (10) この指示書に定めのないものは、当機構と協議のうえ決定する。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の状況により、委託業務内容などを変更する場合は当機構と提案者の協議のうえ決定する。

17. お問い合わせ先

国内誘客部 林・菊地 電話:011-231-5881

E-mail: m_hayashi@visithkd.or.jp, to_kikuchi@visithkd.or.jp

参加表明書

「令和4年度 誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（アプリ開発）」
北海道観光アプリ制作委託業務に係る企画提案の参加表明を致します。

会社名	
担当者名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL：
	Email：

提出期限：令和4年8月1日（月）15時

提出先：公益社団法人北海道観光振興機構

国内誘客部 林、菊地

E-mail: m_hayashi@visithkd.or.jp, to_kikuchi@visithkd.or.jp